

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「環境・設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを提供する」というミッションを掲げ、それに向けて日々努力を続けることで社会貢献できる企業を目指しております。「設備のベストコーディネーター」、「流通としてのベストパートナー」、「会社としてのベストカンパニー」という3つのベストを推進し、株主・施主・工事業者・得意先・仕入先・社会・社員という7つのステークホルダーの皆様にご貢献できるよう、今後も一層の努力を重ねて参ります。

上記実現に向け、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役会制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任により経営監督機能を強化する等、コーポレートガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

[補充原則3-1-2]

経営理念、経営戦略、経営計画、コーポレートガバナンスの基本方針等の英語での情報開示・提供につきましては、海外投資家の比率等を踏まえて検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

[原則1-4. 政策保有株式]

(1) 政策保有に関する方針

営業上の取引関係の維持・強化に繋がるか、事業活動の円滑な推進等を通じて当社の中長期的な企業価値の向上に結びつくかを総合的に分析し、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合は、適宜、政策保有株の削減や売却を実施しております。

保有の適否については、定期的に、取締役会において、保有目的の整合性や保有に伴う便益、リスクが資本コストに見合っているかなどを個別具体的に精査して判断しております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、投資先企業の株主総会議案の内容を精査し、議決権を行使することとしております。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

当社と役員、または当社と役員が実質的に支配する法人との取引は、原則として禁止しております。例外的に、上記取引が発生するような特別の場合には、事前に取締役会にその内容を上程し、十分な審議のうえ、決議いたします。また、年に一度、上記取引が取締役会決議を経ることなく発生していないかをチェックしております。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社の企業年金は、従業員の福利厚生を充実を図る観点から、確定拠出年金制度と確定給付企業年金制度を併用しております。

確定拠出年金制度では運用には関与しておりませんが、従業員に対して年金資産の適切な運用に関する投資教育を定期的実施しております。

また、確定給付企業年金制度の積立金の管理及び運用に関しては、専門知識や豊富な経験を有する運用機関に委託するとともに、適切な資質を持った人材を配置し適宜モニタリングを実施しております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1) 企業理念等

当社は、「環境・設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを実現する」という企業理念を掲げ、それに向けて日々努力を続けることで社会貢献できる企業を目指しております。

また、経営戦略、経営計画につきましても一年毎に見直しを行い、実行しております。詳細につきましては、当社ホームページ、有価証券報告書等で開示しておりますので、ご参照ください。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役報酬決定の方針と手続き

取締役の報酬額は、固定給（月額報酬）と譲渡制限付株式報酬で構成されております。固定給の額、及び譲渡制限付株式の数は、ともに役員規程の定めに従い決定しております。健全な企業家精神が発揮できるようなインセンティブとしての業績連動給（賞与）の導入につきましては、現在検討中です。

(4) 取締役・監査役の選任に関する方針と手続き

取締役、及び監査役それぞれの職責を果たすために必要な能力があると認められるものを、候補者として選定しております。取締役、及び監査役の候補者は取締役会にて決定し、その後株主総会の選任決議にかけられます。また、監査役につきましては、財務・会計に知見を有している者が1名以上選任されるよう配慮し、その候補者選定においては事前に監査役会の同意を得ております。

(5) 取締役・監査役の解任に関する方針と手続き

取締役、及び監査役の解任に関しましては、選任の方針に沿った責務や役割を果たす事が困難と認められる場合には取締役会において発議することとしております。

(6) 取締役の選任にあたっての個々の選任・指名についての説明

取締役の選任にあたっての個々の選任・指名についての説明は、定時株主総会招集通知、有価証券報告書に記載しております。

[補充原則4-1-1. 取締役会の役割・責務]

取締役会では、法令で取締役会の専決事項とされている事項、定款、取締役規則で取締役会決議事項としている事項を決議しております。それ以外の事項につきましては、職務権限規程、職務分掌規程に基づき、代表取締役をはじめとする各取締役に権限を委譲しており、各取締役の権限・役割・責務の明確化を図っております。これにより、迅速・果敢な意思決定の実現を図ると共に、適切なリスクテイクを支える環境整備を行っております。

[原則4-8. 独立取締役の有効な活用]

当社では、社外取締役を5名選任し、そのうち2名が独立社外取締役という構成となっており、取締役会において独立、中立の立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。今後も、高い専門性と豊富な経験をもった複数名の独立社外取締役が選任できるように候補者の選定に努めて参ります。

[原則4-9. 独立取締役の独立性判断基準及び資質]

会社法が定める社外性、および東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することに加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言できる高い専門性と豊富な経験をもった候補者から選定しております。

[補充原則4-11-1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

当社は、様々な経営環境の変化に、的確かつ迅速に対応すべく、知識・経験・能力のバランスを考慮し、多彩なバックグラウンドを有する人材を取締役に選任しております。特に、社外取締役は、業界の知見、経営に関する経験、専門的な能力などを考慮し、各分野で見識の高い人材を選任し、バランス、多様性に配慮しております。

また、当社では、定款において取締役の員数を20名以内と定めておりますが、現在、9名の取締役（うち社外取締役3名）を選任しております。

[補充原則4-11-2. 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況]

取締役会は、他の上場会社の役員を兼任する取締役、及び監査役の業務に支障がでないように、その兼任する数が合理的な範囲内であることをチェックしております。各取締役、及び監査役の兼任状況につきましては、定時株主総会招集通知、有価証券報告書に記載しております。

[補充原則4-11-3. 取締役会の実効性評価]

年間の取締役会開催スケジュールをあらかじめ決めて通知することにより、各取締役の取締役会への確実な出席を促しております。取締役会出席状況につきましては、株主総会招集通知に記載しております。また、取締役会資料の事前配布に努めることにより、各取締役が審議事項について事前に思考する時間を確保しております。また、取締役会当日においても討論、審議の時間を十分確保し、活発な議論を実現しております。以上のことから、現行の取締役会の実効性は保たれていると判断しております。

[補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

社内の取締役及び監査役に対しては、経営に対する知識を学べるように、また担当業務に関して自己研鑽に努められるように、様々な研修会に参加する機会を提供すると共に、会社にてその費用を負担しております。また、取締役会の場において、社外取締役や社外監査役から専門分野に関する情報提供を受け、各業界の最新動向を学ぶ機会を提供しております。

社外取締役及び社外監査役に対しては、その機能を十分に果たせるよう各人が当社の事業及び業界に関する必要な知識を習得し、その機能を十分に果たせるよう、社内外の展示会、取引先とのミーティング等の当社諸行事への参加の機会を提供しております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、企業価値の向上を図るために、IRを担当する総務部が、財務部、経理部、CSR部等の関連部署と有機的な連携を取りながら、株主との建設的な対話に努めております。具体的には、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めている他、四半期ごとの決算情報をホームページ等に開示することにより、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実を図っております。また、正確かつ迅速なプレスリリースを行うことにより、株主への情報提供の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ハット企画	2,865,588	28.14
橋本総業従業員持株会	727,588	7.15
橋本政昭	580,359	5.70
橋本総業取引先持株会	531,417	5.22
橋本総業得意先持株会	309,050	3.04
株式会社三井住友銀行	272,250	2.67
日本生命保険相互会社	242,000	2.38
阪田貞一	125,262	1.23
TOTO株式会社	121,000	1.19

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宇野輝	他の会社の出身者								△			
松永和夫	他の会社の出身者											
相京重信	他の会社の出身者								△			
吉田友佳	他の会社の出身者											
宮川眞喜雄	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野輝	○	旧住友銀行取締役支店長、三井住友カード副社長、SMBCコンサルティング会長、ゆうちょ銀行常務を歴任し、現在京都大学経済学研究科経済学部特任教授。DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー。株式会社三社電機製作所社外取締役。	同氏は、過去に当社の主力銀行である三井住友銀行（当時は住友銀行）及び同行関連会社等の勤務経験がありますが、当該銀行は、複数の取引銀行の一つであり、当社の経営に及ぼす影響は皆無であると認識しております。長年に亘り金融機関及び一般企業の経営に携っており、その経歴を通じて培った幅広い見識に基づいた助言を期待し、社外取締役に選任、また独立役員に指定しております。

松永和夫		一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授 高砂熱学工業株式会社社外取締役 名古屋大学客員教授 ソニー株式会社社外取締役 一般財団法人中東協力センター理事長 三菱ふそうトラック・バス株式会社取締役会長 旧経済産業省事務次官	長年に亘り経済産業省において要職を歴任しており、特に資源エネルギーや産業政策等の分野で培った広範な見識を有しております。その為、当社及び当社子会社の経営に有効な助言を期待し、社外取締役として選任しております。
相京重信	○	旧住友銀行執行役員人事部長、三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員、旧日興コーディアル証券代表取締役会長、SMBC日興証券代表取締役会長、SMBC日興証券株式会社顧問を歴任し、三井海洋開発株式会社、三洋化成工業株式会社、ニチコン株式会社社外取締役、スターツコーポレーション株式会社社外取締役。	長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営に関しての幅広い見識に基づき、当社及び当社子会社の経営に有効な助言を期待し、社外取締役に選任、独立役員に指定しております。
吉田友佳		株式会社クローバー代表取締役 (Team YUKA代表)、公益財団法人日本テニス協会理事	長年に亘りプロ選手及びコーチとして日本のテニス界に関わり、現在は日本テニス協会の理事を務めております。そのスポーツを通じて培った指導力、コミュニケーション能力、組織運営力を当社の経営にも活かし、また女性の活躍推進に関する有効な助言をしてくれるものと期待し、社外取締役として選任しております。
宮川眞喜雄		内閣官房国家安全保障参与	長年に亘り外務省において要職を歴任され、外交政策や国家安全保障等の分野で培った広範な見識に基づき、当社及び当子会社の経営に有効な助言を期待し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	7名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は定期的に会計監査を実施し、監査役はその会計監査人から監査報告書の提出を受け、意見交換を行っております。監査役は、状況によっては内部監査部門の監査に同行し、また内部監査報告書や改善命令書の提出を求め、必要に応じて助言、勧告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森口昭治	他の会社の出身者													
中村中	他の会社の出身者													
吾妻裕	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森口昭治		旧住友銀行(現三井住友銀行)	森口昭治氏は、金融機関における豊富な知識と経験を有しているとともに、他社において会社経営に携わっているなど、適正な監査業務を行う人物として、ふさわしいと判断したため。
中村中		(株)ファインビット 代表取締役 旧三菱銀行(現三菱東京UFJ銀行)、中小企業診断士	中村中氏は、金融機関の業務企画・商品企画並びに企業分析などに携わってきた経験があり、財務・会計・経営管理及び法令等に関する豊富な知識を有しており、適正な監査業務を行う人物としてふさわしいと判断したため。
吾妻裕	○	吾妻裕公認会計士事務所 旧あずさ監査法人代表社員	吾妻裕氏は、過去に当社の会計監査法人である有限責任あずさ監査法人(当時は朝日監査法人)の代表社員としての勤務経験があり、その経験を活かした経営全般の監査及び経営に有効な助言を期待し、社外監査役に選任、また独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
---	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、以下の点を考慮し支給額を決定しております。

- ・評価の指標……………社内予算の達成度合、社員による多面評価(上司、部下)
- ・目標水準……………社外公表値ベース
- ・支給の連動幅……………±10%前後

また、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、ストックオプション報酬に代えて譲渡制限付株式報酬を導入することが決議されました。その総額は現行の報酬とは別枠で年額30百万円以内(うち社外取締役3百万円以内)としております。

ストックオプションの付与対象者 更新	
---	--

該当項目に関する補足説明 更新

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
有価証券報告書に取得後の報酬を社内・社外別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の補佐は総務部が行っており、取締役会の招集及び議題の通知を行っております。常勤監査役が社外監査役を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行体制

取締役会は、経営方針や経営戦略の決定を行う機関と位置づけております。必要に応じて役員で構成される経営会議では、経営の重要事項について審議しております。また意思決定の迅速化、後継者の育成等を目的とした執行役員制を導入しております。さらに取締役会、経営会議での決定に基づき、グループ各社の営業責任者と管理責任者と構成される執行会議を月1回開催し、進捗状況を確認する体制を採っています。
また、具体的な業務執行の報告及び方針の伝達徹底手段として、グループ各社の部支店長以上で構成される営業会議を月1回、開催しています。

2. 監査体制

(1) 内部監査

・社長直轄の監査部を設置し、業務執行とは分離・独立した部門として定期的に業務監査を行い、業務の適正な遂行に関わる健全性の維持を図っております。
・内部監査部門、監査役会ともに年間の監査計画書に基づき監査を実行しております。特に監査役会は内部監査部門との緊密な連携をとっており、必要に応じて、内部監査部門に対し、内部監査報告書並びに是正措置・予防処置要求書兼報告書の提出を求め、必要な助言、勧告を実施しております。
・取締役会への提出書類並びに付議事項については、監査役が事前に管理部門担当役員立会いのもと閲覧し、個別にチェックを実施しております。

(2) 会計監査

会計監査については、有限責任あずさ監査法人を選任しており、会計監査人として会計に係る内部統制の適法性について助言・指導を受けております。

3. 社外取締役及び社外監査役との関係

独立役員として指定している社外取締役宇野輝氏は、長年にわたり複数の金融機関での経営に携っており、その経験を通じて培われた企業経営に関する高い見識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適法性に有効な助言を行っております。

社外取締役松永和夫氏は、長年に亘り経済産業省において要職を歴任し、特に資源エネルギーや産業政策等の分野で培った広範な見識に基づき当社及び当社子会社の経営に有効な助言を行っております。

独立役員として指定している社外取締役相京重信氏は、長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適法性に対する有効な助言を行っております。

社外取締役吉田友佳氏は、長年に亘りプロ選手及びコーチとして日本のテニス界に関わり、そのスポーツを通じて培った指導力、コミュニケーション能力、組織運営力を当社の経営にも活かし、また女性の活躍推進に関する有効な助言を行っております。

社外取締役宮川眞喜雄氏は、長年に亘り外務省において要職を歴任し、特に外交政策や国家安全保障等で培った広範な見識に基づき当社及び当社子会社の経営に有効な助言を期待するものであります。

社外監査役森口昭治氏は、長年にわたる金融機関での経験と会社経営者としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に有効な助言を行っております。

社外監査役中村中氏は、長年にわたる金融機関での経験とコンサルティング企業の経営者としての経験によって培われた幅広い知識と豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に有効な助言を行っております。

社外監査役吾妻裕氏は、長年にわたる監査法人での役員経験があり、会計・財務面の専門的知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性に有効な助言を行っております。

社外取締役及び社外監査役は、必要に応じて、内部監査部門(監査部)及び内部統制部門と連携し、取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会等において適宜報告及び意見交換を行っております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社独自の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準等を参考にしております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間には、特筆すべき人的関係、資本的関係及び取引関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社としましては、社外取締役及び社外監査役による専門的かつ客観的な意見を幅広く取り入れることで経営監督機能を強化することが、コーポレート・ガバナンスの強化に資するものと考えており、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼を確保していく上でふさわしい体制であると考えことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。また、コンプライアンス委員会において、法令・規定等の遵守はもとより、各種リスクの把握や適切な対応ができる体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と期末の決算説明会を定期的に開催しております。また、必要に応じて、四半期の決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信及びその他開示情報、有価証券報告書、財務ハイライト、株式情報、株主総会招集ご通知等について記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が財務部、経理部、CSR部の関連部署と連携をとって対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを提供する」というミッションのもと、①設備のベストコーディネーター②流通としてのベストパートナー③会社としてのベストカンパニーの「3つのベストの追及」によって当社グループに関心をもって頂けるすべてのステークホルダーの期待にお応えし、事業を通じて会社に貢献することを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. 環境保全活動 「環境、設備商品の流通とサービスを通じて快適な暮らしを追求する」を基本理念として掲げ、環境関連商品の販売及び環境負荷の低減につながる活動や環境情報提供にて環境経営を実践していくことを重要な課題としております。 2. CSR活動 テニスをはじめとするスポーツや、映画製作などのメディアへの取組みを通じて、社会貢献活動を実施しております。
その他	<社員の健康向上に向けた取組みについて> 当社では、社長を健康経営責任者として社員の「健康づくり」に取り組み、産業医・保健師・健康推進責任者・安全衛生委員会と連携し、健康経営に取り組んでおります。 この取組みが評価され、2019年6月に健康優良企業「金の認定」を取得致しました。 今後も社員の健康維持・増進に積極的に取り組むことで、より働きやすい職場環境を創出し企業力を高め、成長し続けて参ります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、社内各部門に対する定期的監査を実施し、不正の発覚、防止と業務改善に努める。

ロ. 管理本部長を委員長とし、弁護士など外部専門家を委員に加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動を取り続けるよう、当社グループ全体のコンプライアンスを統括する。

ハ. コンプライアンスに関する相談窓口として社内・社外の窓口を備えた内部通報制度を設け、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築するとともに通報者に不利益が及ばないようにする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 業務の運営に対して、情報の保存、管理に関する社内規程を有しており、取締役の職務執行に関しても当該社内規程に基づいて処理を行う。

ロ. 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存については、文書管理規定に定める文書保存基準にて情報の保存、管理を行う体制としている。

ハ. 各規程類は管理担当部門（総務部）が審査、保管する体制とし、必要に応じて改廃を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 損失の危険に関してはグループ各社で規程を定め適正な運用をする体制とする。特に業務、与信、資金の管理は以下のとおり行う体制とする。

(a) 業務管理

・監査部は業務執行部門とは独立した部門として、各社の業務遂行状況を定期的に監査し、結果を社長に報告するとともに改善を促進する体制を図る。

(b) 与信管理

・得意先の与信枠、取引条件はグループ各社でリスク度をチェックし、最終的には稟議書にて決定する。

・売上債権管理は、社外情報も勘案し、グループ各社の社内ルールに基づいて日々の総債権の管理を行い、各社で一元管理体制を図る。

(c) 資金管理

・売掛金、買掛金管理はグループ各社で管理し、経理データと得意先、仕入先データの突合等を通じて正確な処理を行う。

・一定額以上の経費、投資が発生する案件は全て役付取締役の決裁を経た後判断する。

・グループ各社にて会計的、税務的なチェックを行い、必要に応じて監査法人や税理士のチェックを受ける体制とする。

ロ. また、グループ各社において、日々の業務の中で新たに発見された重要なリスクについては、当社へ報告を行う体制とする。また、当社グループ全体のリスク管理も統括するコンプライアンス委員会が対応、協議し、その内容を必要に応じて取締役会に報告することで、グループ全社での対応策を水平展開する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は経営方針や経営戦略の決定を行う機関とする。更に取締役会の決定に基づき、グループ各社の営業責任者と管理責任者で構成される執行役員会議を月1回開催し、進捗状況を確認する。

ロ. 具体的な業務執行の報告及び方針の伝達徹底手段として、グループ各社の部支店長以上で構成される営業会議を月1回開催する。

ハ. 常務取締役以上で構成される経営会議において、必要に応じて経営の重要事項についての審議を行う。

(5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. グループ各社については、代表者は毎月開催される当社の取締役会において業務推進状況を確認するとともに重要事項に関して協議を行い情報の共有化及び職務執行の効率化を図る。

ロ. 当社取締役会において、業務実績の報告及び計画の承認を行う。

ハ. 当社の監査部は、定期的にグループ各社の監査を行う。

ニ. 当社の総務部は「関係会社管理規定」に基づき、当社及びグループ各社の業務の円滑化及び管理の適正化を図り企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導・育成する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査規程において監査業務の分担を定めることができ、また取締役に対して職務を補助すべき使用人を置くことを求められる体制とする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を求められた場合、監査役の支持の実効性を確保すべく取締役からの指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は監査役会規程に基づき、会計監査人、取締役もしくはその他の者から報告を受けることができる体制とする。

ロ. 監査役は監査役監査規程に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、各案件の報告を受け、また意見を述べるができる体制とする。

ハ. 監査役に上記の報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをしないこととする。

ニ. 管理本部長と財務本部長は監査役に対し、取締役会議事内容を説明の上、取締役会での討議を行う体制とする。

(9) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる。

(10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監査を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会にその説明を求めることとする。

ロ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社及びグループ各社は、反社会的勢力に対して、一切の関わりをもたず毅然とした態度で臨み、不当、不正な要求には屈することなく応じないことを基本方針とする。

当社の総務部を反社会的勢力の対応部署とし、社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会（特防連）へ加入し、講習会をはじめ情報交換会等で情報を収集し、平素から所轄の警察署、暴力追放運動推進センター及び弁護士等と連携を密にして迅速かつ的確な行動がとれる体制とする。

(注) 上記方針は平成30年4月27日開催の取締役会において一部修正決議したものであります。主な修正内容は、グループ内部統制に関する事項であります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社は、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに抵触する事態の報告と対策にて内部統制活動の強化に努めており、不祥事等の発生防止の観点から内部通報制度を設け、全役職員に周知させ、早期の問題解決を図っております。

(2) 当社は、取締役会規則に基づき、原則として月1回の定時取締役会を開催しており、当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催しました。定時取締役会では、月次決算報告及び決議の執行に関する事項や業務執行の状況報告がなされ、互いに職務の執行を監督し合いつつ意見助言を交えて、事業活動の活性化を図っております。

(3) 当社は、監査役会規則に基づき、原則として月1回の監査役会を開催しており、当事業年度においては、監査役会を12回開催しました。監査役会は、監査計画に則り進捗状況を共有し、重要事項の報告については、協議又は決議を行い相互の情報交換に努めております。また、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査部門及び外部監査人と協議又は情報交換を行うほか、取締役及び使用人から、子会社の管理状況について報告を受けております。

(4) 当社独立役員により、会社の慣習や暗黙の了解にとらわれない観点で、経営計画の合理性やリスク管理体制（与信、システム、コンプライアンス等）の在り方について報告を受け事業活動の活性化を図っております。

(5) 代表取締役により指名を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、監査結果は速やかに代表取締役に報告されるとともに、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は監査役や外部監査人と定期的に協議又は情報交換を行い、社内各部門の業務遂行状況に関する不備や課題及びその改善状況に関して情報の共有化を図っております。

(6) グループ各社において、1事業所あたり50名以上の従業員がいる事業所を中心に、原則として月1回の安全衛生委員会を開催しており、従業員の労働災害の防止と健康管理の増進、職場環境改善などを協議し、従業員の安全と衛生の向上に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役12名（提出日現在）のうち社外取締役5名、監査役4名（提出日現在）のうち社外監査役3名となっております。取締役会は、経営方針や経営戦略の決定を行う機関と位置づけ、さらに取締役会の意思決定に基づき、各エリアの統轄責任者であるブロック長が責任を持って業務を遂行し、執行役員会議で進捗状況を確認する体制をとっております。

また、監査役は定められた基準に従い、取締役会及び重要な会議等への出席や財産、取引の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

さらに、必要に応じて開催される経営会議は各本部の担当役員で構成され、取締役会に付議する事項、取締役会から委任された事項等、経営の重要事項について審議しております。